

国連女性差別撤廃委員会へ

—総括所見フォローアップ項目についての新婦人の意見

2011年7月1日 新日本婦人の会

国連女性差別撤廃委員会から第6次日本政府報告に対する総括所見が出された2009年8月の末、日本では自民党政権に変わる民主党政権が発足しました。政治の変化への期待が高まり、民法改正や選択議定書批准の民主党公約や大臣の言明、派遣労働の抜本改正への動きなど、女性分野でも新たな運動と機運が盛り上がりました。しかし、この2年間は、女性と国民の期待を裏切るものだったことを厳しく指摘せざるをえません。フォローアップとされた2項目、「差別的な法規定である民法改正のための早急な対策」「雇用・政治・公的活動などへの女性参加引き上げのための暫定的特別措置」がなんら前進を見ていないことに、それが端的に表れています。

総括所見後、政府は第3次男女共同参画基本計画を策定しました。また、2011年3月11日に発生した未曾有の東日本大震災と人災である東京電力福島第1原発事故は、日本の政治・経済・社会のあり方とジェンダー平等にも根本的な問題を投げかけています。

第3次計画と東日本大震災の2つの視点から、フォローアップ2項目についての新日本婦人の会の意見を提出します。

1、第3次計画にみる「民法改正」と「暫定措置」

政府は2010年12月17日、第3次男女共同参画基本計画を閣議決定しました。「計画」は、この10年間の現状がまだ道半ばで多くの課題があるとの反省のうえに、「実効性」や「国際的規範・基準の積極的遵守」を強調し、15の重点分野の数値目標をかかげました。

◆**民法改正** 「民法改正」は、多くの女性の願いであり、新婦人も夫婦別姓緊急アンケートを実施し、大臣への要請、政府への繰り返しの意見提出など、運動を強めてきました。「計画」策定への準備段階では、2010年7月の答申で「民法改正が必要である」と明記されていたのが、最終的には「引き続き検討を進める」と後退したうえに、「世論の動向を把握」の文言が書き込まれました。国連女性差別撤廃委員会で「差別的法規を変えるのは、世論の動向ではなく、政府の仕事」ときびしく批判され、総括所見に「世論調査の結果のみに依存するのではなく、…本条約の規定に沿って国内法を整備するという義務にもとづくべきである」と明記されたにもかかわらず、依然その姿勢をとり続けていることは重大です。また、国際的協調のなかに「日本の文化、社会の状況等にも配慮」が挿入されたことも、「国際的規範の積極的遵守」の実行への意志を疑わせるものです。

差別的法規の温存は、女性差別撤廃条約締約国としての義務に明確に反します。条約や法律は、時の政権の傾向や考えに政策が左右されないためのものです。バックラッシュ勢力の圧力を受けて後退したのでは、民主党政権は自民党政権となんら変わらないこととなります。

私たちは、政府がすみやかに民法改正への政治的決断にふみきることを強く求めています。

◆**暫定的特別措置** 総括所見は、雇用、政治的・公的活動に重点を置き、あらゆるレベルでの意思決定の地位への女性の参加を引き上げるための数値目標とスケジュールをもった「暫定的特別措置」の導入を勧告しました。「計画」には、「あらゆる分野で2020年までに指導的地位の女性を少なくとも30%に」という5年前からの目標が再掲されましたが、その実施の保障はありません。

雇用 雇用分野では、管理部門への女性の参画を妨げる最大の障害が、女性の非正規労働の増大です。総括所見が出された後の2010年、女性雇用者数は過去最多の2329万人、なかでも非正規雇用がさらに増えて女性雇用者の53.8%となり、非正規雇用全体に占める女性の割合は69.4%にのぼります（総務省「労働力調査」）。賃金格差は縮まるどころか、拡大し、2010年の常用労働者の女性賃金は男性のわずか51.0%です（厚生労働省「毎月勤労統計調査」）。近年、公務の職場における非正規化が急速にひろがり、自治体職員の3割が非正規です。保育、学校の教員や給食調理員、看護など、資格の必要な専門職に低賃金の非正規女性が集中し、「官製ワーキングプア」と呼ばれ社会問題となっています。人間をモノのように使い捨て、批判が高まる労働者派遣法の抜本改正も財界の圧力ですすんでいません。さらに政府は、女性労働者の就労継続に不可欠な保育について、公的責任をなくす新制度を計画し、いま大きな反対運動が起きています。

雇用における意思決定の地位への女性の引き上げをはかるには、まず政府・自治体が公務における非正規女性をなくし、女性労働の改善をはかるとともに、財界主導の「構造改革」路線推進から転換し、正規労働が当たり前の人間らしい労働のルールをつくることがどうしても必要です。

政治参画 女性の政治参加についても逆行の動きが強まっています。日本の政治が国民の要求との間に大きな乖離を生み、腐敗・墮落してきた背景の一つに選挙制度の問題、とくに民意をゆがめる小選挙区制の弊害の問題があります。それが女性議員の少なさと深くかかわっています。日本では1994年に小選挙区比例代表並立制がとりいれられ、5回の衆議院選挙がおこなわれましたが、第1党が5割をこえる票を得たことは一度もなく、ここ2回は4割の得票で6割の議席を得ています。最多得票者だけが議席を得、他は削られるという小選挙区制がもたらした結果です。I P U (列国議会同盟) の2011年1月末時点での世界の女性議員ランキング (下院) では、日本は国会議員に占める女性の割合は11.5%で125位、先進国最低です。一方、上位25カ国中20カ国は比例代表制の国です。民主党政権は比例代表の定数を削減する動きを強めており、ひろく女性団体から反対の声があがっています。私たちは、女性の政治参画を高める暫定的特別措置導入を考えるうえでも、多様な民意を正しく反映する比例代表制中心の選挙制度を求めます。

2、東日本大震災の支援・復興とジェンダー問題

戦後史上最大の被害をもたらしている東日本大震災・大津波、原発災害は、いまなお復興も収束も目途がたっていません。

◆**NGOの動き** 特徴的なことは、NGOからジェンダー視点で被災者支援・復興対策を求める声と行動がかつてなくひろがっていることです。新日本婦人の会は、全国でただちに募金にとりくみ (約8600万円、6月末現在) 被災地に届けるとともに、被災女性の切実な声を次々と国や東京電力に要請。6月10日には憲法とジェンダー平等に基づく復興提言を発表し、政府に要請しました。国際婦人年連絡会もジェンダー視点の対策を求め、日本の各分野の学者の代表機関である日本学会議は「災害・復興と男女共同参画」のシンポジウムを初めて開催しました。

原発をめぐる、政府がこれだけの大惨事を起こしてもなお原発維持・再開にしがみつくなか、若い世代を中心に原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める行動と共同がひろがっています。新婦人は、福島をはじめ全国で放射能汚染から子どもの命と健康を守る緊急対策を自治体や国に求めるとともに、原発ゼロを求める署名やパレードなど各地で多彩にとりくんでいます。

◆**問われる第3次計画** 第3次計画は、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を重点分野にあげ、とりくみを強調しました。いま、その実効性が試されています。政府は、女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応をよびかけ、避難所に更衣室設置、運営に女性の参加などをよびかけていますが、実際には避難所などに徹底されているとはいえません。政府の東日本大震災復興構想会議は15人中、女性はわずか1人 (6.7%)、同検討部会は19人中2人 (10.5%)、原発事故調査・検証委員会は10人中2人 (20%) で、政府が第3次計画で示した「30%目標」に程遠い状況です。

◆**ジェンダー視点と日本再生** 被災地は、歴代政権による第一次産業切り捨て政策のもとで高齢化と過疎化がすすみ、さらに自治体合併による行政の広域化と公務員削減、「構造改革」による医療機関の統合・縮小など、悪政が集中するなか、女性や住民が助け合い、地域の絆とゆたかな自然を守ってがんばってきた地域です。また、原発は、アメリカの核軍事戦略と深くかかわって技術が未確立なまま導入され、政官業ぐるみの利権構造で「安全神話」がつくられ、産業基盤が奪われた地域におしつけられたものです。政府の被災者支援が遅れ、避難が長期化するなかで、「連日、避難所の炊き出しで疲労困憊」「保育所、学校給食の女性臨時職員が解雇された」など、性別役割分業意識や非正規労働などが、被災女性の困難をいっそう深刻にし、要求を切実にしています。復興の名で道州制導入や漁業・農業の集約化と大企業参入、T P P推進、消費税増税など「構造改革」路線のさらなる推進をねらう動きがあることは見過ごせません。

女性の復興参加とジェンダー視点に基づく施策が、効率とコスト優先の「構造改革」や原発推進の路線を転換し、安定した雇用や国民生活を第一に、平和で持続可能な新しい日本社会への展望とむすびついてこそ、真の被災者支援と復興、ジェンダー平等の希望ある未来につながると考えます。